

3 文科高第 1 1 6 1 号
令和 4 年 1 月 1 1 日

各国公私立大学長（大学院大学を除く） 殿

文部科学省高等教育局長
増子 宏

令和 4 年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)

令和 4 年 1 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年 1 月 9 日から 1 月 31 日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。

大学入学者選抜は、受験生にとって重要な機会であることから、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号）に基づき、ほぼ全ての大学において追試験の設定や別日程への受験の振替などにより、受験機会の確保にご尽力いただいているところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあります。

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、既に用意されている試験日程では、受験機会を失ってしまう受験生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各大学におかれては、受験生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受験生も入学を志願する大学の入学者選抜の受験機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受験生の状況に応じつつ、更なる受験機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いします。

記

1. 出願した大学において既に設定されている入試日程を、新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった受験生が出た場合に、一人の受験生も、受験機会自体を失うことのないよう、以下の例のような方策を追加的に検討していただきたいこと。

- (1) 大学入学共通テストを課している大学について、大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験できなかった受験生が出た場合に、個別学力検査、調査書等により合否判定を実施すること
 - (2) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストを受験している場合に、大学入学共通テスト、調査書等により合否判定を実施すること
 - (3) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験していない場合に、当該受験生を対象とした再度の追試験の機会を設定し、個別学力検査を課す選抜を実施するか、それが困難な場合は、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書や、小論文、面接、調査書等を組み合わせた選抜を実施すること
2. 出願したにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響で、大学入学共通テスト、個別学力検査のいずれも受験できなかった受験生が出た場合に備え、当該受験生からの相談に応じ、上記1のような更なる受験機会の確保について情報を提供するための窓口を設けるなどの相談体制を設けていただきたいこと。
- 相談体制については、上記(1)の場合は大学入学共通テストの追試験の実施日、(2)(3)の場合は個別学力検査の追試験・振替受験の実施日には相談できる窓口を各大学において公表することが望まれること。
3. 上記1による選抜を行う場合は以下の取扱いとするのでご留意いただきたいこと。
- (1) 上記1(3)の再追試による選抜を行う場合は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の「第4 試験期日等」に定めるところにかかわらず、対象となる受験生の再度の追試験を令和4年3月26日以降に実施し、当該試験期日に応じて、入学時期が4月1日以降になることもあり得ること
 - (2) 既に設定されていた入試日程・方法に加えて、本通知を受け、新たに上記1(1)(2)の対応をとる場合(大学入学共通テスト及び個別学力検査の両方を必須として課す選抜区分に出願していた者に限る。)及び(3)の再追試による選抜を行う場合は、これらの措置により合格し入学した者については、「令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて」(令和3年9月14日付け3文科高第642号文部科学省高等教育局長・私学部長連名通知)の対象とし、令和4年度の国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金について例外的な取扱いとすること
4. 上記1の対象となる受験生が大学入学共通テスト及び個別学力検査を受験できなかった理由について、新型コロナウイルスへの感染は、医師の診断書の提出等を求めることが基本になると考えられるが、その時点での医療機関の事情等により、それが困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。また、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者については、その確認が困難な場合が

あると考えられることから、濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称や保健所から連絡があった月日等の自己申告により行うことが考えられること。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡・半井野

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4902)

e-mail : gaknyusi@mext.go.jp